

# 会 議 録

会議の名称	第1回小金井市子ども・子育て会議		
事務局	子ども家庭部子育て支援課		
開催日時	平成26年5月7日（水）午後7時～9時		
開催場所	小金井市役所第二庁舎8階 801会議室		
出席者	委員	会 長 松田 恵示 委員 委 員 岩野 秀夫 委員 小川 順弘 委員 小幡 美穂 委員 佐々木 德行 委員 佐藤 裕子 委員 佐野 仁一 委員 沢村 耕太 委員 水津 由紀 委員 鳴海 多恵子 委員 播磨 あかね 委員 日野 絵里子 委員 藤井 尚弥 委員 欠席委員 新保 佳子 委員 杉山 うた子 委員	
	事務局	市 長 稲葉 孝彦 子ども家庭部長 川村 久恵 子育て支援課長 高橋 正恵 保育課長 鈴木 遵矢 児童青少年課長 高橋 茂夫 保育課長補佐 諏訪 知恵 子育て支援係長 後藤 誠 子育て支援課副主査 矢島 隆生 株式会社ぎょうせい 研究員 小林 将之 黒井 洋美 中村 勇太	
傍聴の可否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可		
傍聴者数	7人		
会議次第	1 開会 2 委嘱状の交付 3 委員の自己紹介 4 事務局自己紹介 5 会長、職務代理の選出について		

	6 小金井市子ども・子育て会議について 7 部会の設置及び部会員の選出について 8 次回の日程について 9 閉会
発言内容・ 発言者名（主な 発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	資料1 小金井市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書 資料2 「量の見込み」の算出方法（概要） 資料3 新計画の策定と子ども・子育て支援新制度 資料4 子ども・子育て会議における部会の設置について（案） 資料5 子ども・子育て事業計画の内容について 資料6 小金井市子ども・子育て会議条例 資料7 小金井市子ども・子育て会議委員名簿
その他	

## 第1回小金井市子ども・子育て会議 会議録

平成26年5月7日

### 開 会

○子ども家庭部長 それでは、ただいまから、平成26年度第1回小金井市子ども・子育て会議を開催いたします。本日は大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。私は、子ども家庭部長の川村と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、既にお机の上に配付してあります次第に従いまして進めてまいりたいと思います。本来ですと進行は会長にお願いするところではございますが、本日は、第1回目の会議でございますので、会長が決まるまでの間進行を務めさせていただきます、会長決定後は会長に進行をお願いするというご承のほどお願いいたします。

また、本日は会長から出すべき会議の開催通知を市長から差し上げておりますので、あわせてご承のほどお願いいたします。

なお、新保委員から本日は所用のため欠席との連絡をいただいております。また、佐野委員、杉山委員、播磨委員につきましては、後ほどお見えになる予定でございます。

それでは、議事に入ります前に市長より委嘱状の交付を行います。

○市長 それでは、委嘱状を交付させていただきます。私のほうから参りますので、自席でお待ちください。よろしくお願いいたします。

岩野秀夫様。小金井市子ども・子育て会議委員を委嘱する。任期は、平成26年5月7日から平成27年3月31日までとする。平成26年5月7日、小金井市長、稲葉孝彦。どうぞ、よろしくお願いいたします。

小川順弘様。小金井市子ども・子育て会議委員を委嘱する。以下同文でございますので、省略させていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

小幡美穂様。小金井市子ども・子育て会議委員を委嘱する。以下同文でございますので、省略させていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

佐々木德行様。小金井市子ども・子育て会議委員を委嘱する。以下同文でございますので、省略させていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

佐藤裕子様。小金井市子ども・子育て会議委員を委嘱する。以下同文でございますので、省略させていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

沢村耕太様。小金井市子ども・子育て会議委員を委嘱する。以下同文でございますので、省略させていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

水津由紀様。小金井市子ども・子育て会議委員を委嘱する。以下同文でございますので、省略させていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

鳴海多恵子様。小金井市子ども・子育て会議委員を委嘱する。以下同文でございますので、省略させていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

日野絵里子様。小金井市子ども・子育て会議委員を委嘱する。以下同文でございますので、省略させていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

藤井尚弥様。小金井市子ども・子育て会議委員を委嘱する。以下同文でございますので、省略させていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

松田恵示様。小金井市子ども・子育て会議委員を委嘱する。以下同文でございますので、省略させていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○子ども家庭部長 以上で委嘱状の交付を終了いたします。

引き続きまして、市長から挨拶を申し上げます。お願いします。

○市長 皆さん、こんばんは。今日は、小金井市子ども・子育て会議第1回目にご出席をいただきましてありがとうございます。

今、委嘱状を交付させていただきました。委員を快くお受けいただきましてありがとうございます。限られた期間ではありますけれども、かなりハードな仕事になっていくかなという思いもあります。どうぞ、お力添えを願いたいと思います。

皆さんには、日ごろから小金井市の子ども、子育てということでのいろいろなご意見、またご提言をいただいているところでございますが、子育て支援事業へのご尽力に感謝するとともに、市政全般にわたってご協力を賜っておることに関しましても厚く感謝を申し上げる次第であります。

近年の社会環境をはじめとする子どもを取り巻く状況は大きく変化をしております。急速な少子化の進行、共働き家庭や核家族化の進展など、子どもと家庭をめぐる状況の変化とともに、子育て支援に対する要望も多様化してきております。次代を担う全ての子どもたちがたくましく、希望に満ち、健やかに成長することができ、保護者の皆さんが子育てに喜びを感じながら子育てができることを目指して、私たちはその礎を築いていかなければなりません。

小金井市では「のびゆくこどもプラン 小金井」を策定し、平成22年度から26年度ま

での5年間で子育て、子育て支援の総合的な施策を展開してまいりました。一方、国におきましても、一人一人の子どもが健やかに成長することのできる社会の実現を目指して、平成26年度に子ども・子育て関連3法の成立により、幼児期の教育、保育の一体的な提供と量の拡大、地域の子育て支援の充実を掲げた子ども・子育て支援新制度が構築されました。小金井市としましても、この新制度への積極的な対応を図り、平成27年度からの新たな計画を策定するため、小金井市子ども・子育て会議を立ち上げ、本日の会議を開催する運びとなったものであります。

計画の策定に当たりましては、昨年度中に市民の子育て支援に関する生活実態や要望等を把握するためにニーズ調査を実施しております。これらニーズ調査の結果などを参考に御審議をお願いすることとなっております。委員の皆さんには大変なご負担をおかけすることになりますが、ご理解、ご協力を賜りたいと思っております。

小金井市も子どもに関し、保育行政等々に関して、大きな課題を抱えているところがあります。これらに関しても、きちっと対応すべく全力を注いでまいりたいというふうにも思っておりますので、皆様のご意見等々いろいろお聞かせさせていただきながら子育て支援を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

○子ども家庭部長 それでは、本日は初回の子ども・子育て会議でございますので、委員の皆様方に自己紹介をお願いしたいと思います。なお、資料といたしまして、小金井市子ども・子育て会議委員名簿を作成いたしましてお配りしておりますので、氏名など間違いがないか、ご確認をお願いいたします。

ないようでしたら、次に自己紹介をお願いいたします。自己紹介の順につきましては、五十音順に仮にご着席いただいてございますので、恐れ入りますが、この順番でお願いしたいと思います。それでは、恐縮でございますが、初めに岩野委員からお願いいたします。

○岩野委員 保育施設利用児童の保護者ということで応募させていただきまして、今回委員を務めさせていただくことになりました岩野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私なんですけれども、一応、公募で申し込みさせていただいているんですが、小金井市の公立保育園父母の会、いわゆる五園連の代表という立場としても、子ども・子育て会議に出席させていただいております。皆様といろいろ意見を交わしながら、よりよい新制度確立のために尽力したいと思いますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

○子ども家庭部長 次に、小川委員、お願いいたします。

○小川委員 小川と申します。現在、南小学校の校長をさせていただいております。

小金井市には、管理職で15年目を迎えることになりました。1回、60で退職をしまして、今、南小学校で再任用ということで3年目に入っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○子ども家庭部長 ありがとうございます。小幡委員、お願いいたします。

○小幡委員 市民公募委員に応募させていただいて、委員にさせていただきました小幡と申します。

私の子どもは集団になかなか溶け込めない子どもでして、そういったところから親の会をやっておりまして、いわゆる発達障害もしくはそれに付随するなかなかなじめない、グレーゾーンという言われ方をするんですけども、そういった子どもの親の会の代表をさせていただいております。その観点からもちょっとお話をさせていただくこともあると思いますけれども、いろいろとここでははすごく勉強になることばかりですので、よろしくお願いいたします。

○子ども家庭部長 ありがとうございます。次、佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員 市内中町の朋愛幼稚園の園長をしております佐々木でございます。よろしくお願い申し上げます。

大学を卒業しましてから、商社に勤め、メーカーに務め、そして定年を迎えて、それから幼稚園の世界で汗を流しております。日々勉強することばかりなんですけれども、私自身、小金井市にもう65年住んでいるというような人間でございますので、この町のよさ、何と言いますか、温かさ、身にしみてわかっておるんですけども、こういった世の中で小金井市が血の通った思いやりのある子育て、子育て、子育て支援が実施されますことをほんとに切に望んでおります。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○子ども家庭部長 ありがとうございます。次、佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 佐藤裕子です。認証保育所の代表として参加させていただきました。

小金井市にはもともと保育室という認可外の保育園があったんですけども、それが保育室制度というのが改廃されてしまい、認証保育所に移行した園は認証保育所として今運営しており、保育室から認証保育所に移行しなかった園は、定期利用契約施設として市内のお子さんの預かりをさせていただいています。そういう中では、認可外の保育情勢の制度変更というのは大変大きなかけといえますか、大きな波といえますか、そういうところに来ておりますので、この会で小金井市のお子様たちをお預かりしている皆様の意見を踏まえて、子どもたちが健全に生活し、また働く側も預ける側も心豊かに生

活できるように皆さんで検討していきたいと思います。よろしくお願ひします。

○子ども家庭部長 ありがとうございます。それでは、沢村委員、お願ひいたします。

○沢村委員 沢村耕太と申します。今回、保護者の公募委員に応募させていただきました。

現在、3人の子どもを認可保育園とあと認証保育所の2カ所に預けています。小金井に住んでまだ4年弱なのでまだまだ子ども同然ではありますけれども、とても子育てしやすい場所だなと感じておりますので、よりよい子育て環境の実現に貢献したいと思っています。よろしくお願ひします。

○子ども家庭部長 ありがとうございます。水津委員、お願ひします。

○水津委員 水津です。よろしくお願ひいたします。

私、ここに書かせていただいております小金井子育て・子育て支援ネットワーク協議会というものを平成23年度に立ち上げたんですけれども、松田先生の後、会長を仰せつかっておりまして、その関係でここに出席させていただいております。

私自身は、ふだんはNPOで小金井の子どもたちの文化体験の場をつくるということで活動しております。あとは、保育士でもありますので、小金井の保育施設でお世話になったりもしております。私自身は、もう四十何年この町から出たことがありませんで、自分の子どもも3人ここで育てましたし、保育園も幼稚園も学童保育もいろいろなところに参加してきました。ただ、もう成人してしまっただけの話なんですけれども、そのことも思い出しながら、今の子育ての状況とか、社会状況を見ながら、小金井がよりよい子育ての町になるように努めていきたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

○子ども家庭部長 ありがとうございます。それでは、鳴海委員、お願ひいたします。

○鳴海委員 鳴海多恵子と申します。

東京学芸大学の教員をしておりますけれども、この3月まで附属幼稚園の園長を4年間兼任しておりました。

附属幼稚園は、幼稚園から約1.5キロメートル範囲の子どもたち、地域の子どもたちが集まっております。約70%が小金井市の子どもでございます。附属幼稚園だからといってあまり安穩としておられない状況もありまして、昨年からは、幼保連携のあり方とか預かり保育の試行などに関する研究プロジェクトを組んで、3年計画で今研究を進めております。

私自身は小平市で2人の子どもを保育園に預けっ放しのような状態で子育てをしてき

まして、この度の幼稚園の園長経験を通して、幼稚園と保育園の違い、また共通点、それから親の悩みというのをまた少し違ったところで、4年間勉強させていただきました。そんな経験からこちらの参加になりますけれども、よろしくお願いいたします。

○子ども家庭部長 ありがとうございます。それでは、播磨委員、お願いいたします。

○播磨委員 おくれてきて大変申しわけありませんでした。多摩府中保健所の保健対策課長の播磨と申します。

保健所としては6市を管轄しておりまして、そのうちの小金井市が管轄の中の1市ということであるんですけども、子育てとのかかわりとしては、主に重症心身障害児の方とか、あとは要保護児童対策地域協議会であるとか、あとは要支援の保護者、妊婦さんということで、特定妊婦さんとかかわることが多いです。

子育て一般ということでは、私も2人の小学生、あとは中学生の母をしておりまして、保育園に預けっ放しというところもありまして、保育園あるいは小学校、中学校の教育ということに関しても当事者としての思いというところがあります。今回は東京都多摩府中保健所の代表としてこの会議に参加させていただくということなので、特に保健所としての観点からいろいろと勉強させていただいて、あるいは意見を述べさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○子ども家庭部長 ありがとうございます。続きまして、日野委員、お願いします。

○日野委員 日野と言います。幼稚園利用児童の保護者ということで、公募委員のほうから応募させていただいております。

今、年中と来年年少になる2児の母であります。昨年度までは「コガネイの地上絵」というプロジェクトに参加して、結構、アート活動に子どもを引き連れて参加していたんですけども、今年度は自分も、お兄ちゃんが年中になったというのもあるんですけども、ゆとりができたので、新しくできた貫井北センターのほうでリトミックと童歌の会を友人と立ち上げて、そういう子どもの活動とかを定期的に行っています。私の周りで、幼稚園のママさんたちで仕事をしたいという方たちも結構お声を聞いているので、この新制度で、そういう方たちが子どもを預けながらも働きやすい環境というのを一緒に整えていけたらいいなと思います。よろしくお願いいたします。

○子ども家庭部長 ありがとうございます。続きまして、藤井委員、お願いいたします。

○藤井委員 藤井と申します。小金井市学童保育連絡協議会、いわゆる学保連というところの代表として今回参加させていただくことになりました。



子どものほうが、上の子が今4年生で卒所したばかりで、下の子が1年生でまた南小のほうにお世話になっております。今は新1年生という立場の学童利用者という形になるんですが、昨年度、2013年度は、学保連のほうの三多摩連絡協議会の担当という形で副会長の役目で、いろいろと他市の方々と情報交換をさせていただく機会に恵まれておりました。ちょっとそのときの知識がどこまでお役に立てるかどうかわからないんですけども、ぜひとも皆さんと一緒にやっていければなと思っていますので、よろしくお願いたします。

○子ども家庭部長 ありがとうございます。それでは、松田委員、お願いたします。

○松田委員 失礼いたします。東京学芸大学の松田と申します。大学のほうでは、地域とか子どもを対象にした社会学が専門なんですけれども、現在の大学ではスポーツ教育なんかも学生に教えたりしております。

小金井市とのかかわりは実は幾つかございまして、大学時代の既に亡くなった恩師が小金井の生粋の市民の方でして、かなりと申しますか、30年前に新婚旅行に来たときに、まず最初に挨拶に行ったのが小金井市の恩師の自宅でございました。そういうことで、何か、小金井市のために働けよという何かこうどこかからの声を、運命づけられているような、ちょっとそんな気もするんですけども、そういう意味で現在の職場も小金井市ですし、ほんとうに小金井市に対して何か、こう、恩を返せればと思っています。よろしくお願いたします。

○子ども家庭部長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、事務局の職員の紹介をさせていただきます。小金井市子ども・子育て会議の事務局は、小金井市子ども・子育て会議条例第10条に、「子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援事業を所管する課において処理する」とありますが、子ども家庭部子育て支援課で担当いたします。

私は、先ほど紹介させていただきました子ども家庭部長の川村と申します。よろしくお願いたします。

○子育て支援課長 子育て支援課長の高橋と申します。よろしくお願いたします。

○保育課長 保育課長の鈴木です。よろしくお願いたします。

○児童青少年課長 児童青少年課長の高橋と申します。よろしくお願いたします。

○保育課長補佐 保育課長補佐の諏訪と申します。よろしくお願いたします。

○子育て支援係長 子育て支援課子育て支援係長をしています後藤と申します。よろしくお願いたし

ます。

○榑ぎょうせい 株式会社ぎょうせいの小林と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○榑ぎょうせい 株式会社ぎょうせいの黒井と申します。よろしくお願ひします。

○榑ぎょうせい 同じく株式会社ぎょうせいの中村と申します。よろしくお願ひいたします。

○子ども家庭部長 以上で委員の自己紹介及び事務局の紹介を終了いたします。なお、今後の会議につきましても、必要に応じて関係職員が同席いたしますので、ご了承いただきたいと思ひます。

申しわけございませんが、市長のほうは退席をさせていただきます。

○市長 今日会議の結果に関しては、担当のほうから報告をさせますので、お世話になりますが、どうぞよろしくお願ひします。

(市長退席)

○子ども家庭部長 これより本日の議事に入ります。当会議は本日が初回となっておりますので、会長が決まっております。小金井市子ども・子育て会議条例第5条第1項の規定によりまして、会長の選出は委員の互選によるとされております。したがって、ただいまから小金井市子ども・子育て会議会長の互選を行います。会長の選出につきましては、特段の異議がないようございまして、指名推薦といたしたいと思ひますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○子ども家庭部長 ご異議がないようですので、指名推薦とすることに決定させていただきます。

どなたかご推薦をお願ひいたします。佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 佐々木です。ぜひ、松田委員さんにお願ひしたいと思ひます。

○子ども家庭部長 ただいま、会長に松田委員を推薦したいとの発言がございました。松田委員を会長に選出することによろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○子ども家庭部長 ご異議なしと認めます。よって、松田委員に会長をお願ひすることに決定いたしました。新しく会長に選出されました松田会長から、こちらの席で就任のご挨拶をお願ひいたします。

○松田会長 それでは、改めまして皆様方、こんにちは。今、会長にということで、昨年度行われておりました会議のほうも会長としてかわらせていただきましたけれども、引き続きまして、この会議におきましても、何分力不足なものですので、ほんとうに委員の皆様

方からのお力添えをいただきながら、小金井市の子どもたちの未来に向けていい議論ができればと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○子ども家庭部長 ありがとうございます。会長が選出されましたので私の職務は終了いたします。以後、会議の進行は会長のもとで進むことになります。ご協力ありがとうございました。若干、休憩いたします。

( 休 憩 )

○松田会長 それでは、早速ではございますが、このまま再開させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松田会長 ありがとうございます。では、ここからは私のほうが司会をさせていただきます。新しい会議、今日第1回目ですけれども、昨年度の会議から引き続いての皆様方あるいは日ごろ、小川先生とか、鳴海先生には大変お世話になっておりまして、そんな皆様方のたくさんのお力をいただけるんじゃないかなというふうに私も心強く思いまして、進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず、職務代理の選出を先んじて行わせていただきたいと思います。小金井市子ども・子育て会議条例第5条第3項の規定により、私が会長職務代理を指名することになってございますので、私のほうから指名させていただきましてご承認いただけたらと思います。

昨年度、「のびゆくこどもプラン 小金井」推進市民会議を開催させていただきましたけれども、そのときから、本日は欠席されていますけれども、新保委員が会長職務代理として取りまとめていただきましたので、引き続きまして新保委員に職務代理を指名させていただければというふうに思います。いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松田会長 よろしいですか。ありがとうございます。それでは、新保委員に職務代理をお願いするということをご承認いただいたということで進めたいと思います。

ここで、会長及び会長職務代理が決まりましたので、次に委員の席次を決めたいと思います。現在は五十音順で仮の席次になっておりますが、もしこのまま異議がございませんようでしたら、五十音順でということはこの席次を今後も続けていきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松田会長　　よろしゅうございますか。それでは、次回以降、この席次でお座りいただくというこ  
とで進めさせていただければと思います。

それでは、次に配付資料の説明に入らせていただければと思います。次第の（６）子  
ども・子育て会議についてをここからスタートさせていただければと思います。配付資  
料の確認をあわせまして、今回の設置目的について説明を受けたいと思いますので、事  
務局のほうから、それでは、お願いしてよろしいでしょうか。

○子育て支援係長　失礼します。子育て支援係の後藤と申します。改めてよろしくお願ひします。

それでは、まず、配付資料のほうを確認をさせていただきます。机上にあります資料  
の順番でご説明を申し上げます。まず1番目が、第1回小金井市子ども・子育て会議次  
第となりまして、両面印刷の裏面になりますが、本日暫定ということなんですけれども、  
席次のほうをつくらせていただいています。大変恐縮ですが、こちらのほうに書いてお  
ります名前に誤り等々がありましたら、また後ほど名簿の確認もごございますので、その  
際にあわせて一緒にお申し出をいただければと思います。

それと、次の資料ですが、ここからが資料になります。緑色の冊子になりまして、右  
上、資料番号を振らせていただいております。資料1になります。小金井市子ども・子  
育て支援に関するニーズ調査報告書になります。

それと、次の資料2になります。こちらが、A4縦になりまして、両面印刷になりま  
す。表題が、「量の見込み」の算出方法（概要）になりまして、ページ番号が1ページ  
から10ページまでという形になります。

次、資料3になります。こちらが、両面印刷A4の縦になりまして、1ページから9  
ページまでページを振らせていただいております、新計画の策定と子ども・子育て支  
援新制度という資料になります。

次に、資料4になります。これがA4縦の1枚、片面印刷になりまして、子ども・子  
育て会議における部会設置について（案）です。

次が、資料5になります。こちらも片面印刷になりまして、A4縦です。子ども・子  
育て事業計画の内容についてになります。一覧表になります。

次、資料6になります。こちらは、A4縦になりまして、両面印刷の計3ページです。  
小金井市子ども・子育て会議条例です。

それと最後です。すみません。A4縦になりまして、片面印刷、資料7番ですが、小  
金井市子ども・子育て会議委員名簿になります。大変恐縮ですが、こちらの名簿に関し

ましても、皆様ご自身のお名前を確認していただきまして、もし間違い等々あれば、事務局のほうまでお申し出いただくようお願いをいたします。

資料の確認は以上になります。

それと、また、昨年度、平成25年度に、「のびゆくこどもプラン 小金井」推進市民会議に委員さんでご出席をされていらっしゃらない、今回、子ども・子育て会議から新たに委嘱をさせていただきました委員の方々につきましては、それ以外に参考資料として配付をさせていただいているものがありまして、ちょっと量が多くなってしまいますので簡単にですけれどもご説明申し上げますと、まずは、多分4色、ピンク色、青色、白、黄色になりますニーズ調査の調査表、これが4種類、あと、表紙にこきんちゃんがあります「のびゆくこどもプラン 小金井」の冊子、あと概要版ということで、ちょっとページ数が薄い4ページものになりますけれどもカラー刷りのもの、それと平成20年度に行われましたニーズ調査報告書とアンケート調査報告書、あと平成25年度に行われました「のびゆくこどもプラン 小金井」推進市民会議の議事録で現在公開されているもの、以上を参考として、新任の委員さんにつきましては机上に配付をさせていただいております。

昨年度の「のびゆくこどもプラン」推進市民会議から引き続き委員さんになられました方につきましては、大変恐縮ですが、今回資料のほうが重複する関係で参考資料としての配付は割愛させていただきましたので、その旨ご容赦ください。

資料の確認は以上になりますが、不足等はございますでしょうか。もしあれば会議終了後でも結構でございますので、事務局のほうに一言お申し出いただければと思います。まだ残部はございますので、後ほどお渡しさせていただければと思っております。

それでは、まず、次第の(6)小金井市子ども・子育て会議についてということで、先ほど会長のほうからご説明がありましたことについて、資料をもちまして説明のほうに入っていきたいと思います。

それでは、資料3をまずごらんください。新計画の策定と子ども・子育て支援新制度というものになります。まずは、すみません、ちょっとめくっていただきまして4ページからごらんになっていただければと思います。4番の子ども・子育て支援新制度の概要というものになります。平成27年の4月から本格施行が見込まれております子ども・子育て支援新制度とは一体どういうものなのかということで、この4番から概要ということで書かせていただいております。

まず、(1)については、子ども・子育て支援新制度とはということでポイントになる部分を書かせていただいております、幼児期の学校教育、これは幼稚園になります。保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された3つの法律、通常、子ども・子育て関連3法と通称言っているんですけども、この子ども・子育て関連3法に基づく新たな制度を子ども・子育て支援新制度と呼んでいます。

この3法というのは一体どういうものかということなんですけれども、1つが子ども・子育て支援法、2つ目が認定こども園法の一部改正法、これは改正認定こども園法などと言われています。3点目が子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、以上の3つの法律をもって、子ども・子育て関連3法と言っています。

その中で、それぞれの法律がどういったものなのかということで書かれておりますのが、その下の四角書きになります。今回、一番大きなポイントになりますのが、子ども・子育て支援法になります。内容としましては、全ての子どもに良質な成育環境を保障するため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設、これは施設給付という言い方をしているんですけども、これはまた後ほど出てきます。支援のための給付の創設、必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築などの規定がございます。

もう既に、今年の4月から消費税が上がっております。今回の子ども・子育て支援新制度に関しましては、消費税の増税と一体になっておりまして、消費税増税分のうち、おおむね7,000億円を国のほうがこの子ども・子育て支援新制度のために利用しますと。今までは福祉関係で年金とかに使われてきたものに、そのうちにプラスアルファして子ども・子育て支援にもお金を使いましょうということで、7,000億円。あとは、新聞等でいろいろ言われておりまして、現状なかなか国のほうでも苦慮しているところみたいですが、最終的にそれに国の財源、その他の財源3,000億円を充てまして、計1兆円をということ、この制度創設の当初は言われておりました。この財源をもとに、新たな子ども・子育て支援新制度をつくっていきましょうというものになりまして、ポイントとしては、この子ども・子育て支援法が一番のメインの部分になるということです。

主な内容についてなんですけれども、①としては、子ども・子育て支援給付。これは、既存にあります児童手当と、あと、教育・保育給付ということで、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育などへの給付（地域型保育給付）の創設ということになっております。従前は、教育・保育給付というと、幼稚

園、保育園に関するそれぞれの補助金とかなんですけれども、これは、幼稚園ですと文部科学省、保育園ですと厚生労働省ということで、それぞれ管轄がばらばらになりました。補助金の体系というのもさまざまになっておりました。今回、この子ども・子育て支援新制度をつくることによりまして、幼稚園、保育園に対する、簡単に言ってしまうと、補助金の制度を一元化しましょう、統一的な体系にしましょうというのが1つ出てまいります。

それと、2点目なんですけれども、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者にかかる規定がされております。簡単に言いますと、従前は今の認可保育所をイメージしていただくとおわかりになると思うんですが、保育定員が20名以上の保育施設というのを、児童福祉法上規定しまして、保育所としていたんですが、定員が19名以下の小規模の保育事業施設についても、地域型保育事業という形で法律上規定したものが、この子ども・子育て支援法の中にございます。

それと、3点目なんですけれども、市町村の地域子ども・子育て支援事業の実施ということで、これは13事業という言い方をしているんですけれども、これは後ほどまた説明が出てきますので、今のところは割愛させていただきます。

4点目が、市町村の子ども・子育て支援事業計画の策定ということで、本日、委員の皆様にお集まりいただきまして、今後ご審議、ご意見をお承りする内容ですが、平成27年度以降の子ども・子育て支援事業計画の策定をしていかなければなりません。

それと、最後の5番なんですが、市町村の子ども・子育て会議設置の努力義務ということで、一応、努力義務とは言われておりますが、小金井市におきましては積極的な対応を図るためということで、本日、第1回目子ども・子育て会議を開催いたしまして、今年度1年間かけまして、皆様にいろいろご意見を賜りながら計画を策定していきたいなと思っています。

ポイントとなる一番大きなのが、この子ども・子育て支援法になりまして、あとは次の認定こども園法の一部改正法ということで、幼保連携型認定こども園というものの位置付けを、今までは先ほど申しましたとおり、保育園部分につきましては厚生労働省、幼稚園部分につきましては文部科学省ということで、ばらばらに監督していたものを一元化し、内閣府に集中しまして、かつ幼保連携型認定こども園の設置を促進していきましようという内容になります。

それと、最後、3点目が関係法の整備法ということで、児童福祉法の所要の改正など

がございます。

これが3法の、ほんとうにざっくりなんですけれども、大まかな内容になります。

すいません。次のページをごらんください。子ども・子育て支援新制度の目的になります。すべての子どもに良質な育成環境を保障し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的にした取り組みですということになりまして、ポイントとしては3点あります。

まず1点目が、認定こども……、失礼しました。ちょっと間違いがあるんですけども、ポイントの1番目の認定こども園の「こ」が漢字になってしまいました。申しわけございません。これはひらがなになります。大変恐縮です。

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、ポイントの2点目が認定こども園制度の改善、3点目が地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童健全育成などの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実となります。

まず、1点目のポイントの、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設になります。新制度につきまして、待機児童解消のため、保育の受け入れ人数を増やすというのが大きなポイントになりまして、そのために施設型給付を創設し、地域型保育給付を創設するという形になります。もう少し内容を細かく言いますと、地域のニーズを踏まえ、市町村が認定こども園、保育所、幼稚園などを計画的に整備する。また、少人数の子どもを預かる保育ママ（家庭福祉員）や小規模保育など地域型保育への財政的支援を新たに行うことにより、受け入れられる子どもの人数を増やし、待機児童の解消を計画的に進めることがございます。

先ほど申し上げたとおり、今までは定員19名以下の小規模の保育施設につきましては、法律上定義はございませんでした。ですので、先ほど佐藤委員のほうからもご紹介がございましたとおり、東京都の制度で認証保育所ですとか、また、保育室ですとか、定員が19名以下の施設につきましては、それぞれ地方独自の保育所という位置付けで、認証ですと東京都の制度なんですけれども、東京都が作り出した制度の枠組みの中で施設を整備しまして、保育の質を担保しまして、皆さん、児童の受け入れをしていただいたわけなんですけれども、今度から法律上19人以下の保育施設につきましても法で定義をいたしまして、かつ今までの認可保育所、20名以上の大規模な保育所と同様に財政措置もしていきたいと思いますというのが1点目になります。



次に、2点目としては待機児童の解消を計画的に行っていきましょうという形になります。ここも詳細につきましては、また、ニーズ調査の報告書などを用いましてご説明させていただきますので、今の時点では割愛させていただきます。

その下に書いてあります、新制度：子どもが減少傾向にある地域の保育を支援するというタイトルのところにつきましては、ちょっと東京都内ではなかなか当たりませんので、ここは説明を割愛いたします。

次に、ポイントの2点目です。認定こども園制度の改善になります。

新制度では幼児期の教育・保育の総合的な提供ということで、認定こども園の普及を目指しますよということです。これまで多く利用されてきた幼稚園と保育所に加えて、「認定こども園」の設置手続を簡素化したり、財政支援の充実・強化などをしまして、普及を図りますよということです。

この認定こども園の主なメリットとして国のほうで挙げておりますのは、保護者が働いている、いないにかかわらず施設を利用できる。保護者の就労状況が変化しても継続して利用できる。当然、幼稚園部分もございます。保育所部分もございますので、そのように、働いている、働いていないにかかわらず利用できますよ、就労状況が変化しても継続的に利用できますよという形です。それと、3点目の地域の子育て世帯のための「子育て相談」、「子育て広場」などの子育て支援を実施する。これは既存の幼稚園さんや保育所さんでも実施されていますが、そういった地域の子育て世帯のためのさまざまなサービスが提供されますよということがメリットとして挙げられています。

ポイントの3点目になります。地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実です。

これは、新制度の中では、地域のニーズにあわせた子育て支援の一層の充実ということで、今、上に出てきました2つというのは、保育所や幼稚園、幼稚園ですと3歳以上のお子さんで、かつ保護者の方が就労していない家庭が想定されていたりとか、保育所に関しましては、保護者、両親ともに就労されていて、お子さんの保育に欠ける場合とかが想定されていますが、そうでないお子さん、ゼロ歳から2歳までで、保護者の片方が就労していないような家庭に対しても、サービスの充実を図っていき、国のほうの財政支援を強化していくということです。

子育て支援の例として、後ほどのページで詳しくは出てくるんですけども、例としては子育て広場の設置数の増加ですとか、一時預かりの実施場所や受け入れ人数の増加、放課後児童クラブの増加、これは特にまた、法律で対象を小学校6年生まで拡大します

となっておりますが、そういった部分が子育て支援の拡充の例、充実の例として出てまいります。

先ほど、冒頭にも簡単に触れさせていただきましたが、実施主体と財源ということで、その下からになります。新制度は住民に最も身近な市町村が、地域ニーズを把握し、地域に応じた子育て支援環境の充実・整備を計画的に進めるとあります。ですので、実施主体は、まず区市町村になります。この取り組みの財源は、消費税の引き上げ（10%）による増収分のうち、7,000億円程度は一応充てられる予定ということになりまして、先ほど申し上げたとおり、今現在は8%に上がっていますが、10%に上がるという想定のもと、そのうちの財源の7,000億円がこちらの子ども・子育て支援新制度に充てられる形になります。

次のページ、すいません、6ページをごらんください。6ページは、地域での保育充実イメージということで、内閣府のパンフレットに掲載されておりましたものをこちらのイメージ図を添付させていただいております。こちら、ちょっと簡単にごらんください。

一番最初のポイントの部分で説明をさせていただきました、給付というのは一体どういうものかということで、（3）子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の概要になります。子ども・子育て支援法に基づき、市町村が実施する「子ども・子育て支援給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」は次のとおりです。

まず1番目が施設型給付と呼ばれているものになります。こちらは、幼稚園、保育園、認定こども園の補助体系を一本化しましょう、施設型給付というものに一本化して、今までバラバラだったものを統一して、各施設、形態にかかわらず、等しく給付を受けられるようにしようというのがまず基本的な目的になります。

施設型給付のポイントというのが、こちらの黒丸で書かれておりまして、市町村が保護者の申請を受けて、まず支給認定というのを行っていただきます。なかなかイメージができないかと思うんですけども、とりあえずは字面を追っていただければと思います。次に、支給認定を受け、施設を利用すると施設型給付が支払われます。その施設は、保護者に支払われる施設型給付というのを法定代理受領いたします。保護者は、なおかつ施設に利用者負担額を支払うという形になります。

これは、今までと大きくどう違うのかというのを保育所を例にとって言いますと、まず今までの例では、保育の申し込み時期が来ましたら、小金井市役所に行きまして、保

育園に入りたいという申請をします。それに際しては、就労状況の申告と、あと、どの施設に入りたいのかというところを、優先順位を挙げて申し込みをしていただきまして、その中から審査の点数の順に応じて、各保育所にお子さんが入ることになります。変わります。今度の新制度に関しましては、申請の前段階にそこに支給認定というものがあまして、うちの子どもは保育が必要です、なのでまず認定をしてくださいと申請をして認定証の交付を受けます。実態は、経過措置ですとか、いろんなものがあまして、もっと簡略化されるんですけども、原則論、国のもともとの制度の考え方から言いますと、まず支給認定というのをさせていただきます。それを小金井市のほうで、このおひさんは保育が必要ですねということで、保育が必要という認定証を保護者の方に渡しましたらば、保護者の方はその認定証を持った上で、また今度は、次に、どの保育園に入りたいんですという形で申請をしてもらいます。そこから、待機児童がいない地域であれば、申し込みをしていただいた施設に入っていくことになるんですけども、待機児童がおります市町村ですと、そこからまた利用調整というのが入りまして、最終的に入所する施設を決めていただくということで、このお金を一本化して給付をするために、利用者の方につきましては、ここでは支給認定という言い方をしているんですけども、支給認定という段階を踏んでいただく形になります。

これは幼稚園についても考え方は同様です。ただ、これはちょっと経過措置があまして、直接幼稚園さんのほうにお申し込みいただいて、それと同時に支給認定していただくとかというものがあるんですけども、考え方としては、施設型給付という、今まで幼稚園や保育所、認定こども園ばらばらの給付制度だったものを一本化するために、支給認定というのをそれぞれ利用者の方に受けていただいた上で、施設に申し込みをしていただくような形になります。これが、施設型給付の主な考え方になります。

下に、利用手続のイメージが書かれているんですけども、ちょっとこちらは後ほどごらんになっていただければなと思います。保育所に関しては、その児童福祉法に定める、いわゆる保育の実施義務ですとかの問題もあまして、ここに書かれているとおり、直接申し込むだ何だ、市立だどうだ、私立だどうだという分かれ方をしているんですけども、基本的な考え方としては、今申し上げたとおり、支給認定という段階を踏んで受けていただくというところがございますので、そこだけ覚えておいていただければと思います。

次に、7ページをごらんください。幼稚園、保育所、認定こども園の違いは何だとい

うことで、こちら、一覧に整理をいたしました。幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園と、幼保連携型以外の認定こども園の各施設の特徴ですとか、性格ですとか、根拠法令ですとかというのを一覧で書かせていただいておりますので、こちらもごらんになっていただければなと思っております。

簡単に認定こども園の部分だけご説明させていただきますと、幼保連携型認定こども園というのを設置を普及、促進をしていきますということで、じゃあそれ以外に何があるんだということです。それ以外の類型としましては、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園というのがあります。簡単に言ってしまうと、幼稚園型というのは幼稚園に保育所の機能を持たせた、幼稚園の証明をとりつつ保育を行っているもの。保育所型というのは、保育所の機能を持ちつつ、幼稚園部分のお子さんの受け入れをしている。地方裁量型というのは、それぞれ各地方の都道府県に応じて、そこら辺はいろいろな基準をつくっておりますので、一概にはこれというはないんですけれども、いわゆる地方裁量の幼稚園型保育所、また幼保連携型以外の地方裁量型認定こども園というのがあると、何となくのイメージでご記憶いただければなと思えます。

次のページめくっていただきまして、8ページをごらんください。施設型給付に対をなすもので、地域型保育給付になります。これは、先ほどの小規模の保育施設が法律上定義をされました。その施設に対する給付体系ということになります。想定されるものが、小規模保育、家庭的保育、これは保育ママと呼ばれるものですね。居宅訪問型保育、事業所内保育というものになりまして、やはり、手続としては先ほど申し上げたとおり、まず施設のほうに直接申し込みをしていただく前に、支給認定を受けていただく。その認定証を持って、各施設にそれぞれ申し込みをしていただく形になります。

ポイントとしては、給付、いわゆる運営費の補助みたいなものを行う関係上、支給認定を行っていく。利用者の皆さんが、まず支給認定を受けていただくようなイメージになります。

地域型保育事業の位置付けというのを、その下に概念図を描かせていただきました。これは国のほうの想定になりますが、認可定員が先ほど申し上げたとおり19人以下という形になりまして、19人から6人までの施設を小規模保育というふうにイメージしておりまして、市町村や民間事業者さんのほうが実施主体ということで、保育を実施する形になります。

次の5名以下につきましては、家庭的保育ということで、これは保育ママの制度でありまして、あくまでこれは、実施主体は市町村、民間事業者となっておりますが、個人の保育の資格を持った方が、保育の実施場所で少数のお子さんを保育していただくというのが、家庭的保育、保育ママという形になります。

次に、居宅訪問型保育というのは、想定されているのがおそらくベビーシッターさんの公的なものというようなイメージになろうかと思います。ただ、これ、あくまで保育の実施場所というのは、お宅に出向いてお子さんの保育をしていただく形になりまして、今ある、昨今新聞や報道でも話題になりました、ベビーシッターのようなもの、いわゆるフリーでやるようなものではなく、ちゃんと基準を定めて、ちゃんと保育者の資質を定めた上でやっていただくベビーシッター、居宅訪問型保育というのを一応想定しております。

最後に、事業所内保育というものが想定されておりまして、これは会社がつくる事業所内の保育を地域に開放する、ある一定数、地域のお子さんの保育をしていただくという想定、これが地域型保育事業の対象類型であります。

これらの施設、今まで先ほど申し上げたとおり、財政支援というのは国のほうでは一切行われていませんでした。これを、27年4月からの本格施行が見込まれておりますこの新制度では、財政支援をして充実・強化をしていきたいと思いますという内容になります。

次、(ウ) 児童手当というのは先ほど申し上げたとおり、現行の児童手当のことでありますので、こちらは飛ばさせていただきます。

次に、新制度のポイントにありました、地域子ども・子育て支援事業の充実・強化をしていくといったものは一体何なのかということで、法律では13事業が定められております。この13事業を充実・普及していきなさいよというふうに言われておりまして、これが①から、次の9ページまで飛びますけれども、⑬までになります。

わかりやすいところで言いますと、②から⑪までになるんですけども、②地域子ども・子育て支援拠点事業ということで、これはひろば事業です。それと③の妊婦健康診査、これは今の保健センターで行っております妊婦さんの健診のことで。それと④乳児家庭全戸訪問事業、こんにちは赤ちゃん事業ということなんですけれども、これは生後4カ月までのお子さんのお宅を訪問する事業、新生児訪問と対をなしほぼ同時に行われるような事業です。⑤が養育支援訪問事業ということで、これは育児支援ヘルパーの派遣と言ってしまうと一番わかりやすいかと思うんですけども、養育に困難を抱える

ご家庭に対して、ヘルパーさんを派遣するということです。⑥が子育て短期支援事業ということで、これはショートステイ・トワイライトステイと書かれておりまして、今、小金井で行われているのはショートステイになりまして、ちょっとトワイライトステイに関しては未実施という形になります。ショートステイにつきましては、お子さんの泊まりを含む施設での預かりになりまして、トワイライトステイというのは泊まりを含まない、遅い時間だけのお子さんの預かりを、小金井であれば児童養護施設さんのほうに委託をしてお願いしているんですけども、お子さんを預けられる施設にお願いをしまして、お子さんを預かっていただくサービスです。⑦が子育て援助活動支援事業とちょっと難しい言い方をしていますけれども、単純に言うとファミリー・サポート・センター事業のことです。⑧が一時預かりになります。これは、今回の会議ではここまでは触れませんが、次回以降の会議で、一時預かりというのはほんとうにさまざま、いろいろ定義されておりまして、こちらのほうでも一定整理をしなければいけないなと思っておりますが、簡単に言ってしまうと、今、保育所なんかで行われている一時預かりをイメージしていただければと思います。これが各種さまざまなどで行われるようなのが、国の想定している一時預かり事業です。⑨が時間外保育事業ということで、これは延長保育と休日保育のことになります。⑩が病児保育事業ということで、一応括弧書きで病後児保育とありますけれども、病児、病後児保育というものを考えています。それと⑪が放課後児童健全育成事業ということで、これは学童保育です。わかりやすい内容で言いますと、今のそれらの事業を今後充実していきなさいよということになります。

①と、次のページにわたりまして、⑫、⑬がありますけれども、これらは今回初めて、子ども・子育て支援法ができて、新たに規定されています事業なんですけれども、①の利用者支援というのが、これは事例として書かれておりますけれども、横浜市の保育コンシェルジュなんかのものを全国的に広げようということで、国のほうで想定しております。それと、次のページの⑫に関してなんですけれども、これは実費徴収に係る補足給付を行う事業、ちょっとわかりづらいんですけども、括弧内に書かれておりますとおり、世帯の所得の状況に勘案して物品購入に要する費用の全部または一部を補助するものです。最後、⑬なんですけども、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業ということで、これは各市町村のほうで幼保連携型認定こども園の広報、啓発、促進をしていきなさいというのが、こちらの全13事業の概略であります。これらの13事業

というのを、先ほど申し上げました保育所や幼稚園に通えるお子さん以外のご家庭に対しての、地域子ども・子育て支援事業を充実・強化していきなさいと呼ばれているものの13事業が、以上、内容になります。これらを幼稚園、保育所とともに給付を充実させまして、総合的に推進していくというのが、今度の子ども・子育て支援新制度の主な内容になります。

子ども・子育て支援法の部分でもご説明申し上げましたとおり、今回、市町村のほうでは子ども・子育て支援事業計画というのを定めなければなりません。小金井市は、今、現状、「のびゆくこどもプラン 小金井」というのがございまして、これが平成26年度、今年度末をもちまして、最終期限を迎えます。ですので、27年度以降の新たな計画をつくるに当たりまして、現行の「のびゆくこどもプラン 小金井」というのは、ゼロ歳から18歳までの小金井にいらっしゃいます全てのお子さんとそのご家庭に対する支援を、計画的、体系的にまとめた計画書になるんですけども、実際に今ちょっとごらんになっていただいている、子ども・子育て支援法ですとか、新制度に関しましては、比較的小さい年齢のお子さん、ゼロ歳から5歳までのお子さんの支援というのを、特に集中的に充実させなさいと言っております。小金井市では、あくまで今回作るのはゼロ歳から18歳までのお子さんの総合的な計画をつくっていくことになるんですが、そのためにまた皆さんにお集まりいただきまして、ご審議をいただくことになるんですが、それ以外に、子ども・子育て支援法に定める子ども・子育て支援事業計画という、ゼロ歳から5歳のまでのお子さんに特化した形の、法律に定めた事業計画というのをつくらなければいけませんで、その全体像というのがこちらのものであります。先ほど申し上げましたとおり、全ての子ども・子育て家庭の状況及び需要を勘案した上で、市町村子ども・子育て支援事業計画というのをつくりなさいと。計画的な整備をするためには、子どものための教育・保育給付を充実させたり、地域の子ども・子育て支援事業を充実させますということで、主な概略図というのが載っております。

その下の、計画記載の必須事項と任意記載事項ということになります。これは、今申し上げたとおり、法律に定める事業計画、いわゆる未就学のお子さんに比較的特化したような形の法律で求められている事業計画をつくるに当たって、記載しなければいけないものと任意で記載するものに分けられます。記載しなければいけないものについては、また詳細は次回以降の会議でもご説明を申し上げますが、区域の設定、2点目が各年度における幼児期の学校教育、これは幼稚園ですね、保育の量の見込み、実施しようとする

る幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期ということになります。読むと何の事かよくわからないんですけども、簡単に言いますと、昨年度行いましたニーズ調査の結果をもとに、27年度以降の5年間の幼稚園、保育所の小金井市内のニーズを導き出しまして、そのニーズを満たすように、市町村が幼稚園の整備、保育所の整備、認定こども園の整備をしていきなさい、その整備というのをどういうふうな施設でどういうふうにしていきますかという計画をつくりなさいというのが、この2点目です。3点目が、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期ということで、これは先ほど申し上げた13事業を、やはりこれはニーズ調査の内容、結果に基づいて、どういうふうに整備をしていきますかというのを今後5年間にわたって計画をつくってください。それと、最後です、4点目なのですが、幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容ということで、簡単に言ってしまうと、認定こども園を小金井市としても普及、啓発をしていくためにどういうことをしますか、それを計画につくっていきなさいというのが、以上必須の記載事項になります。

任意記載事項につきましては、大変恐縮ですが、こちらは後ほどお読みいただければと思います。

ということで、とりあえず子ども・子育て支援新制度の概要が、以上、ざっとしたものになります。

すいません。次に、この資料3の1ページに戻ってください。小金井市としては何をしなければいけないのかというところです。

まず、1番の計画の要旨の一番上にあります、市における子どもと子育て家庭を支援するための総合的な計画であります「のびゆくこどもプラン 小金井」、これはこきんちゃんが表紙にあります、ゼロ歳から18歳までの子どもと家庭に対する子育て支援の計画になりますが、この、のびゆくこどもプランが平成26年度に期限を迎えるため、平成27年度以降の新たな計画を策定します。

ただ、新たな計画を策定するに当たりまして子ども・子育て支援法の第61条の規定に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を、今出た、のびゆくこどもプランの中に包含します。その一部を今後の事業計画といたします。ですので、まず大きくは、ゼロ歳から18歳までの小金井市内にお住まいのお子さんとその家庭に対する計画をつくりまして、



その中の一部に事業計画を含んでいるというようなイメージになります。

新計画の位置付けに関しては、今申し上げましたとおり市の総合計画の個別計画であり、関連する市の保健・医療・福祉・教育分野の計画及び方針との整合性を図ったものです。

計画期間につきましては、27年度から31年度までの5年間としますということです。

計画策定の体制につきましては、こちら、イメージ図を載せておりますので、ごらんください。簡単に言ってしまうと、こちらの子ども・子育て会議のほうに一定ご審議、ご意見賜りまして、それを事務局のほうで一定もみまして、計画を策定していくというような内容になります。

大きなスケジュールとしましては、3番、次のページ2ページ目になりますが、計画策定にかかるスケジュールということで、既に24年度に子ども・子育て関連3法が成立しています。25年度に関しましては、「のびゆくこどもプラン 小金井」推進市民会議、こちらの子ども・子育て会議の前身でございますが、こちらの推進市民会議のほうで、子育てに関するニーズ調査の調査票に関しましてご意見を賜りました上で、ニーズ調査の実施をさせていただきました。26年度にはこちらの会議の設置をいたしまして、事業計画という、未就学のお子さんに比較的特化した部分の法律に基づいた計画を定め、つくって審議していただくのと同時に、もっと大きな18歳までのお子さんの大きな計画をつくっていく。27年度に新制度がスタートするというのが、今のところ、大きなスケジュールになっています。

次、3ページをごらんください。これが子ども・子育て会議の開催スケジュール(案)になります。当初、皆さんにご説明、もしくは募集の際にお話ししている会議数よりも、とりあえずは少なめに掲載はさせていただいておりますが、ただ、審議の状況に応じまして、こちらの会議の回数が多くなったり、もしくは減ったりということがございまして、全体のイメージとしてはこういう形になります。

まず、大きなポイントとしましては、この第5回の9月になるんですけども、全事業のサービス見込み量に対する確保体制の確定と書かせていただいております。これは何かといいますと、法律に定められております、比較的小さなお子さんに特化した、法律に定める事業計画というのを、9月までにある程度確定させます。これはなぜかといいますと、国や東京都のほうにこの事業計画の内容を報告しなければいけない期限があるからです。おそらく、そのタイミングというのが9月ごろと想定をされておまして、

9月ぐらいまでにはこういった法律に定められていることにつきましては、ある程度確定をしていきたいなと思います。最終的に、小金井の大きな18歳までのお子さんの計画というの、12月ぐらいまでに案をつくりまして、1月にパブリックコメントということで、市民の皆様に対して、この計画はどうでしょう、ご意見があったらぜひお寄せくださいというパブリックコメントというのをかけます。意見を募集させていただきます。その意見の募集を受けました内容をもとに、また計画の所要の修正をさせていただきます。3月に最終案の確定というのが今のところ、大きなスケジュールとなりまして、ポイントとしては9月と1月のパブリックコメントというのが出てくるかなということです。

以上、簡単ではございましたが、資料3を使いまして、新制度と小金井市の計画、今回、委員の皆様はどういった形で審議をしていただかなければいけないのかというのを、拙い説明なんですけど、これで終了いたします。

次に、資料1と2をごらんください。法律に基づいた事業計画というのをどういうふうにつくらなければいけないかということで、簡単にまとめさせていただきました。昨年の12月に小金井市子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施いたしました。ページ数でいうと、3ページをごらんください。調査の目的としましては、子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて、市民の教育・保育・子育て支援に関する利用状況や今後の利用希望等を把握し、同計画を策定するための基礎資料を得ることを目的としますということです。ですので、事業計画を定めるための基礎資料とすることがまず1点、それと、それ以外の18歳までの、小金井市の今の、のびゆく子どもプランの後継に該当するものを策定するに当たって、こちらのニーズ調査の内容を参考にさせていただきたいポイントが2点ございます。

次に、調査の内容、概要についてなんですけれども、調査につきましては、全体4種類の調査をさせていただきました。就学前児童調査、就学児童調査、中学校・高校生年代の青少年調査、これはお子さん本人に対するものです。それと最後、4点目なんですけど、中学校・高校生年代の保護者調査ということになりまして、それぞれ回収率なんですけれども、59.1%、53%、38.3%、53%という内容になります。今回は、前回平成20年度に行われましたニーズ調査と比較しまして、3番の中学校・高校生年代の青少年調査の回収率がちょっと低くなってしまったわけです。ちょっと一部反省点になるかなと思っていますので、今後、こういう調査をやるに当たって、そこら辺の回収率をどのよ

うに上げていくかというところは、また検討していかなければいけないかなと思います。

次に4ページをごらんください。ここは、「のびゆくこどもプラン 小金井」推進市民会議の中でも一定議論がございました、標本誤差の部分についてなんですけれども、標本誤差というのは、統計の世界では概ね5%以内に収めなさいということ言われています。今回、就学前児童調査を例にとりますと、この表の基数(n)と書いてあるところは1,182というところに該当するんですけれども、ここのパーセンテージ、横にずっとごらんになってください。一番小さなもので1.5%、一番大きなもので2.6%となっておりますので、一応、調査の信憑性といましようか、信頼性という意味での5%以内という1つの目安の中には入っているのかなと思います。

そういった調査の概要がありまして、今後何をしていかなければいけないかということなんですけれども、内容につきましては、ほんとうに膨大なものになりますので、こちら後ほど、ぜひお読みいただきたいんですけれども、この調査の内容をもとに平成27年度から平成31年度までの5年間にわたりまして、幼稚園のニーズがどれだけあるのか、保育所のニーズはどれだけあるのか、それ以外に、先ほど13事業と申しました地域子ども・子育て支援事業のニーズはどれだけあるのかというのを導き出しまして、その導き出したニーズ量に対して、小金井市としては、こういうふうにして全てのお子さんが保育サービスを受けられる、幼稚園サービス、幼児期の学校教育のサービスを受けられる、地域子ども・子育て支援事業のサービスを受けられるように整備していきます、または提供体制を確保していきますというのを定めていかなければいけないという形になります。

実際のニーズ量の算出はどうするかということなんですけれども、こちらは資料2になります。実際に、国のほうで出している手引きというのが、片面印刷のこれぐらいの量がありまして、これは今回あまりにも、お配りするのも大変な上に、わかりづらいかと思しますので、これは、一番最後の10ページに出典を書かせていただいたんですが、東京都のほうで26年2月3日に開催されました、子ども・子育て支援新制度区市町村説明会で配付された資料を、今回、資料2として、「量の見込み」をどういうふうにして算出したらいいかというもので配布させていただいております。これがほんとうに、端的にポイントがわかりやすくなっておりまして、一応これを用いて説明させていただきます。

一番わかりやすいのが、1ページの〈量の見込みの基本的な算出式〉というところをごらんください。まず、27年度から31年度までの今後5年間にわたりまして、小金井市

の人口、簡単に言ってしまいますと、お子さんの数がどのように推移するかというのをまず推計を出します。その推計に対しまして、これは潜在的な家庭類型という言い方をしているんですけれども、ニーズ調査の中で、保護者の方が今現在、就労していますか、就労していませんか、もし就労していないとすれば、今後どういうふうに就労したいですか、また今、就労されている方であっても、今後、例えばパートタイムの方であればフルタイムに移りたいとか、そういった部分の回答いただいております、それを全て類型化しまして、潜在的な家庭類型というのを出します。それが家庭類型別の児童数ということになるんですけれども、例えば今、ご両親が、いわゆるサラリーマンでお仕事をされていらっしゃる方と専業でご家庭にいらっしゃる方が、今後、例えば私たちも2人も働きたいというような形になりましたら、それは家庭類型が、今現状はフルタイム×専業という言い方をしておりますけれども、フルタイム×専業のご家庭が今後のニーズとしてはフルタイム×フルタイムの家庭になりますとかいった潜在的な家庭類型というのを出します。

その家庭類型にいらっしゃるお子さん、簡単に言ってしまうと、そのご家庭のお子さんですね。その家庭のお子さんは、もうおわかりいただいていると思うんですけれども、当然、保育サービスの提供を受けなきゃいけない。それであれば、このお子さんは、今後何年間にわたって保育園に通うでしょうというのを出す形になります。

もっとわかりやすく言いますと、今後の保護者の就労希望と通わせたい施設、ご回答いただいたものを集計いたしまして、それが保育サービスなのか、幼稚園の幼児期の学校教育のサービスなのかというのを今後5年間にわたって出して行って、それに対してどういうふうに施設の整備をしていく、サービスを提供していくかというのをつくっていかねばいけないのが、この事業計画なんです。

こういった考え方のものを幼稚園、保育、それとあと、認定こども園と地域子ども・子育て支援の13事業のうちの、たしか11事業を軒並みつくっていくこととなります。これが子ども・子育て支援法に定められている事業計画をつくっていく上での今後のニーズ調査の結果の活用方法と見込み量の算出の仕方です。

当然、私どももニーズ調査をするに当たって、「のびゆくこどもプラン 小金井」推進市民会議の委員の皆様から、各種さまざまなご意見をいただきまして、国のほうでニーズ量を算出しなければいけない必須の項目以外のものにつきましても調査をさせていただいております。また、巻末のページには、自由回答欄ということで、自由記

載の部分のご意見で主だったものを抜粋しまして、こちらに掲載させていただいておりますので、市民の方のご意見、ニーズというのがここの数字にあらわれているもの以外にもこういったものがあるんだよというのを把握していきながら、国のほうで法律で定められたものよりも大きい、小金井市がつくるべきゼロ歳から18歳までのお子さんの計画をつくっていく上で役立てていただきたいなと思っています。これがニーズ調査報告書の活用の仕方と具体的にどういったふうにニーズ量の算出をしていかなければいけないかというのの概略の説明になります。

すいません。ちょっと説明が長くなってしまったんですけども、以上になります。

○松田会長 大変分量の多い内容でございますが、大きくは27年度からの国の新法、そちらの外側の導入の変化というのがございまして、それに合わせた形での対応ということと、加えて小金井市としても、5年間の、18歳までの、要するに子育ての総合計画というものが本会の対象になっているんだということだと思います。

その中で幾つか必須事項としてクリアしていかなくちゃいけないことと、プラスアルファの小金井市としての子ども・子育てに関する総合計画というものをあわせて、総合的に本会で立案、検討していくことになるということだと思います。

非常に分量が多いので、もちろん今後ともご質問やご意見等をいただくところではございますけれども、今のご説明の中で少し確かめておきたいこととか、あるいは少しかわってご意見等がございましたら、早速ですけども、いただきたいんですけども、いかがでいらっしゃいますでしょうか。沢村さん。

○沢村委員 現在ある保育所との関係を教えていただきたいんですけども、今のご説明だと、認可保育園に関しては、施設型給付に移行するようなイメージで、認可外の保育所は、今は規模が20以上になるかどうかで変わるんですか。19人までだと地域型保育になって、それ以上だとどこまで行くのかわからない。そこら辺の関係を教えていただきたいんですけど。

○松田会長 新法の中での給付の現行との対応関係ということですね。お願いしてよろしいですか。

○子育て支援係長 大きく2つに分けてご説明を申し上げます。まず、幼児期の学校教育、幼稚園さんについてです。幼稚園さんにつきましては、簡単に言ってしまうと、子ども・子育て支援新制度に参加をするか、もしくは既存の補助金体系を利用して施設の運営をされるか、どちらかの選択ができるような形になっています。今、私学助成というような助成方式があると聞いているんですが、この制度は既存の、今までどおり残りまして、

なおかつ子ども・子育て支援新制度の新たな補助金制度が創設されますので、幼稚園さんとしては、新たな制度に移ります、もしくは今までの制度に残りますというのが選択ができるというふうになります。

次に、保育所についてです。保育所につきましては、基本的な考え方としては、新たな制度に移行していただくというのが、国のほうの基本的な考え方です。ですので、国の視点から考えてしまいますと、いわゆる地域独自の保育施設というのが、国のほうの想定には当然、今のところはないと思いますので、この子ども・子育て支援新制度に参加をしないという保育園さんがあった場合には、当然、施設としては残ることはできませんけれども、補助金、簡単に言ってしまうと、国や市町村からの今で言う運営費ですとか、補助金ですとかというものがなくなってしまう。ですから、受け入れるお子さんの保育料だけで全てやっていかなければいけないというふうになってしまうと想定されます。

ただ、東京都のほうで、認可保育所に対をなす認証保育所という制度があります。これは東京都独自の制度でありますけれども、こういった部分につきましては、各都道府県の判断、こういった地方独自のものにつきましては、各都道府県の判断で今後も補助金を残す、残さないというのが当然決められます。ですので、例えば今の認証保育所さんのほうで施設給付に参加しないといった場合に、東京都のほうの既存の補助制度が残るのであれば、今のままの制度で保育所として残っていくことは可能になります。

ただ、これはすいません。各都道府県ですとか、予算の話も出てまいりますので、今の段階で確定的な話というのはなかなか出ておりませんので、ちょっとそこら辺の方向性については、現時点では説明は控えさせていただきますが、一応保育所に関しては、全て基本的には新制度に乗っかりますという想定なんですけど、ただ、道としては乗っからないという道も当然あります。乗っからなかった場合には、公的な補助金というものが、今現状だと、国の想定では出ない予定、独自で運営できるのであればどうぞという言われ方はされています。ただ、実際に東京都のほうで、先ほど申し上げたとおり、認証保育所の制度とかがという既に歴史の古い、かつお子さんを預かる上での主力となっている制度でございます。そういったものにつきましては、各都道府県の判断で、今後、どの補助制度が残るのかというところが出てくるかと思えます。

○沢村委員       もし認可外の保育所が新制度に移行する場合は、どこに含まれるのか。

○子育て支援係長   保育施設の大きさによっても変わってくるんでしょうけれども、当然20人未満の定

員をお持ちの保育施設については、地域型保育事業と呼ばれている小規模の部分になっていくと思います。あとは、施設を例えば拡充して、いわゆる今の認可規模で持ちただいて、いわゆる施設型給付という大きな規模の保育所も給付に当然移ることができず、もしくは一足飛びに認定こども園という考え方も出てくるのかもしれないんですけども、基本的な考え方としては、いわゆる地域型保育事業の小規模保育という分類の中で移行していただくというのがこの制度の想定になろうかと思っています。

○沢村委員　　小規模保育のほうの地域型保育の対象年齢としては、主にゼロ歳から2歳を想定しているという理解でよろしいですか。

○子育て支援係長　沢村委員さんもおっしゃられているゼロ歳から2歳までの想定になっています。

○松田会長　　新制度と現在の仕組みとの対応関係ということのご確認だったと思うんですけども、ここに関して、それ以外でも結構ですけども、いかがでしょうか。ご質問ございますか。

○佐藤委員　　今、よく聞こえなかったので入ってきちゃったんですけど、実は、認証保育所の代表で出しているんですけども、やっぱり制度が大きく変わるときに、例えば認証保育所制度というのは、もともと東京都が持っていた保育室制度というのを改廃して認証保育所にする。それが例えば11時間開園だったのが13時間開所が必須になっているとか、月曜から土曜までだったり、あるいは時間も何時から何時まででも構わないというので、保育をサービスとして捉えなさいと。それまでの児童福祉法24条ただし書きにあった、保育の補完の場所であると位置づけられている保育室からサービスとして移行したというのが平成13年だったんです。

そのときにもやっぱり東京都での独自の制度でしたから、随分保育室の方ではもめたんですけども、ただ、相手が都ということだったので、まだ同じ関東の、東京のところで土俵が一緒だったんですね。もちろん区市町村レベルで、区市町村によっては、全部を認可に、認証に移しちゃうということで、武蔵野なんかも移りましたし、荒川もB型なんかはないというぐらい、市町村によって、保育室から認証になるときにワンステップ、ただ横にちょっと横飛びするんじゃないかと、よいしょとまたがなきゃならない壁があったんですけども、そのときには区市町村の協力が必須だったんですね、民間に協力と応援。今回、認証保育所というのが、東京都がせっかくつくって安定してきたにもかかわらず、一般のいろんなお子さんの保育ニーズに合わせてということでやってきたんですけども、実際私もいろいろ自分もこの先どうしようとなったときに考え

ているんですけども、実際にここに書いてあることは確かにそうなんですけど、まず、現場を抱える側としますと、待機児解消になるのかなという疑問が非常に大きくて、これは計画としては、当然、全国区でやっていくことなんだと思うんですけども、実際に保育園でも認定こども園化しましょうねと、幼稚園のお子さんも預かりましょうねとなったときに、ただでさえ待機児が多い小金井市が公立の保育園で幼稚園の部分のお子さんを預かるのであれば、保育園でニーズがあるお子さんその分預かれないのかという、行政矛盾が生まれてきますし、幼稚園にしても、やっぱり建学の府であるということで、保育単価ではやはり幼保一元と、なかなか幼稚園型認定こども園みたいな形という、ゼロから5歳までの保育園、要は措置という言葉はなくなりましたけれども、市区町村が決めたお子さんをお預かりする、施設のほかに今まで持っていた幼稚園というのをレベルとして持っているとなると、お給食がなかったのに幼児のための施設から莫大な費用をかけて莫大な施設をプラスでつくらないとならない、それに対しての運営補助というのがあるかないかもはっきりわからず、公定価格と言われているお子さん1人に対しての部分もまだ出しておらずの状態が現状なんです。

今、こうやって子育て会議というのがやっと始まって、私も区市町村のいろんな情報とかを聞いて、認証の連中たちもそれぞれ区市町村のこういう会議に参加させていただいている中で、やっぱり学童は学童でものすごく大事だし、小金井市のいいところというのは、希望すれば入れるんです。でも、ほかの市区町村ですと、40人超しちゃったら、それ以降申し込んだ人は全部入れないことになっちゃったりというあたりで、小金井市がせっかく持っているいい部分をどう生かしながらこの会議を進めていったらいいのかというのが非常に心配なのと、また1つ、保育園に関して言いますと、公立保育園さんというか、国の基準は、0-1歳というのは3.3平米なんです。ところが、26市は5平米なんです。そうすると、B型で今、2.5平米でゼロと1歳をお預かりしているんです。そうすると、5平米になれば地域裁量型の小規模認可になれるよとなったときに、平米数の問題で2人のお子さん、1人しか預かれなくなっちゃう。バックボーンがあって、倍の広さに変えればいいんですけど、そんなわけにはいかない。これはほんとにじっくり誰のためにどういうふうにするのがいいのかというのを考えていかないと、ただ国や都が出せといった答えどおり出していいのかなというのに非常に不安があるということを1つ提案したいと思います。

○松田会長 非常に重要なご意見だと思います。このあたり、制度の問題と、実際的小金井市の子



育ての現状ということをこの会議でもう少ししっかりと議論していく必要があると思います。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。ご質問、ご意見織りまぜてですが。

○水津委員 すいません。量の算出というところで、これ、調査は毎年とおっしゃいましたか。

○子育て支援係長 いえ、今回の計画をつくるに当たりまして、平成25年12月に実施しました。その前に調査を行ったのは、現行のこちらの「のびゆくこどもプラン」を策定するために、平成20年度に行っております。ですので、今のところだと、大体5年ごとに行われている状況になります。

○水津委員 そうだとは思いますが、いろんな税制だとかが変わることによって、ニーズがすぐ増えていく可能性みたいなのが、このところ私はすごく気になっていまして、若年層の低所得化だとか、あと、配偶者控除の廃止とかいうことで、加速が進むんじゃないかなとちょっと思っているんで、その辺の誤差というか、そういうものも考慮は必要なのかなと思ったので、何年の調査をもとにするのかなというのをもうちょっとお伺いしたいと思います。

○松田会長 量の見込みという算出方法とこの基盤になっている調査というものが、ある時期のものなんですけれども、もちろんいろんな社会状況の変化に応じて、その部分が変動する幅があるということで、そのあたりを市としてはどう考えているのかというご質問だと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○子育て支援課長 今後の見込みということのご質問だと思いますけれども、現時点ではとれる限りでとるしかないという時点で、各市同じ時期にとっておりまして、小金井市よりも少し早いところもありますし、ちょうど平成25年度にかけて、全国的にどの自治体もこの時期にやっております。また、今後、何歳になったら保育所を使ってみたいとか、幼稚園に入れたいとか、そういったものも、将来についても質問しておりますので、そういったところで補完はしたいと思いますし、また、現状の保育ニーズなども加味していきたいと思っております。

○松田会長 少し余幅について、確かに見やっていくことが必要かもしれませんね。

ほかはいかがでしょうか。

○日野委員 いいですか。日野です。資料3の9ページ、下のほうの任意記載事項というところで、下から2番目の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携とあるんですけれども、具体的に小金井市はどのようなものがあるのかお伺

いしたいんですけど。

○松田会長 市のほうからお願いしてよろしいですか。

○子育て支援係長 資料3の9ページ、「市町村子ども・子育て支援事業計画 記載事項」となっていて、任意記載事項、下から2番目、子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携という部分であります。これは一定、国のほうからある程度方向性は示されておりますが、具体的には、国の資料なんかを見ますと、児童虐待防止対策の充実、また、母子家庭及び父子家庭、ひとり親家庭の自立支援の促進、障がい者の特別支援が必要なお子さんに対しての施策の充実など、都道府県が行う施策との連携をしていきなさいという、一応国のほうからの具体例というのが書かれております。以上です。

○松田会長 小金井市としては、今のところどういう取り組みだということだと思いますけども。

○子育て支援係長 その点につきましても、こちらのほうでご議論いただきたいなどは思っております。当然、今やっていることの中に、例えば児童虐待につきましても、私どもは子ども家庭支援センターというものを持ちまして、児童虐待についての対応をしております。東京都の児童相談所さんですとか、東京都のほうとも連携を持ちながら、児童虐待防止の啓発から支援までを行っております。そういう様々なものの中でどういったものが計画立てをしていくにふさわしいかということにつきましては、今後のご議論の中に入ってくると思います。

○松田会長 幾つか実例はあるんだけど、今後の議論で詳細をよりご相談といいますか、議論をできればということで。

○日野委員 あともう一点いいですか。同じく資料3の4ページで、認定こども園法の一部改正法というところに③幼保連携型認定こども園の認可等の改正、設置主体は、国、地方公共団体、学校法人または社会福祉法人。注意書きで株式会社等の参入は不可とあるんですけども、なぜ株式会社等は参入が不可なのかということと、あと、今後も株式会社がこういうところへ入っていくことはないのかどうかということをちょっとお伺いしたいんですけども、よろしいでしょうか。

○松田会長 これは国の法律に対するご質問ということだと思いますんですけども。よろしいですか。

○子育て支援係長 説明会のほうで説明されております内容につきましても、当然、株式会社という営利目的の法人が、いわゆる幼児期の学校教育を担う認定こども園の設置主体となることについて、やっぱり一定の議論があったと聞き及んでおります。その中で株式会社の参入は不可ということで、当初も、実はこれはもうかなり前から子ども・子育て新システムという言い方をされていて、その際には、株式会社の認定こども園の参入なんか一部視野に

入ると言われていたんですけども、国のほうで議論を経た上で一定株式会社の参入につきましては規制された経過があると聞いております。

○松田会長 よろしいでしょうか。

○日野委員 はい。

○松田会長 この時間は、この会議がどういう設置の目的があるのか、あるいはその背景がどういうところにあるのかということを委員の皆さんでまずは共有するための時間ということですので、そのあたりを見ていただいて、今ここでご質問、ご意見がございましたら、ぜひお願いしたいと思うんですけども。時間のほうが今日は9時を大体終了予定という形で、2時間の会議となっていますので、あと残っております議題は、この後の進め方と次回以降の日程ということですので、そのあたりの時間も少し見ていただきながら、ぜひこの場でというところでご質問、ご意見いただけましたら、ぜひお願いできますか。いかがでしょうか。

それでは、非常にこれは議論の多い内容でございますので、いろんな形でお話をいただいたり、ご意見、ご質問をいただくということがこれからほんとに多くなると思うんですけども、今も少し部会の進め方等と日程の調整が終わりまして、時間が残るようでしたら、まだ少しお時間いただけたらと思います。

では、こちらの資料、設置目的ということに関しましては、ここでひとまず終わらせていただきまして、次に進めさせていただいてもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、次に部会の設置ということについてご審議をいただきたいと思います。

それでは、これ以降の進め方ということなんですけれども、事務局のほうからご説明いただいてもよろしいですか。

○子育て支援係長 それでは、資料3の3ページ、それと資料4、資料5を用いまして、ご提案をさせていただきます。

まず、今回、子ども・子育て会議、総勢委員数15名ということで、設置をさせていただいております。それで、今までの説明にもありましたとおり、今回、子ども・子育て支援法という法律に基づいた事業計画、未就学のお子さんに比較的特化をした法律に基づいた事業計画というのを国の規定に基づいてつくっていかなければいけません。その事業計画をつくるに当たりまして、15名の委員さん、皆さんにご議論をいただくとなりますと、非常にご議論が煩雑になってくるのかなど。機動性を持たせるため、スピード感を持たせるために部会というのを設置いたしまして、今現在いらっしゃる委員さんの中からおおむね半数程度、7名程度の委員さんに部会員になっていただきまして、法律に定める事業計画の幼児教育・保育

部分を集中的にご審議いただければありがたいなと思っております。

まず、概念図についてなんですけれども、資料4をごらんください。小金井市の子ども・子育て会議につきましては、委員数15名で、主要な審議の議題としましては、①にありますとおり、子どもと子育て家庭を支援するための総合的な計画を検討するのがまず1点です。この②と③につきましては法律に定められた事業計画の部分なんですけれども、2点目は②の地域子ども・子育て支援事業の「提供体制の確保の内容」等の検討。3点目が③の教育・保育の「提供体制の確保の内容」等の検討になります。この③の部分が非常に量がボリュームが大きくなるかと思えます。

この③の部分につきまして、具体的には部会を設けまして、部会の委員さんにご意見をいただければ大変ありがたいかなと思っております、その部会の委員さんにつきましては、子ども・子育て会議の委員さんから数名を選出したいと。具体的に審議をしていただく内容につきましては、③の教育・保育の「提供体制の確保の内容」等の検討、ここを専門的にご審議いただきたい。この部分をご検討いただいたものを本体会議に報告いたしまして、また本体会議のほうで一定、ご意見をいただいた上で、最終的な確定をしていきたいなと思っております。

子ども・子育て会議の本体会議と部会のそれぞれの審議の内容の所掌につきましては、資料5に記載をさせていただいております。大きく事業計画をつくるのに当たりまして4点の柱がございまして、1点目が教育・保育提供区域の設定ということであります。細かい部分につきましては割愛させていただくんですが、区域設定をしなければいけない。2点目が、各年度における教育・保育、幼稚園と保育所の「量の見込み」並びに「提供体制の確保の内容」及び「実施時期」。どういうふうニーズを出していくか。3番目が、各年度における地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」、「提供体制の確保の内容」、「実施時期」。4番目が認定こども園の普及促進です。このうちの部会につきましては、①と②の教育・保育、幼稚園と保育所の部分についてを専門的、集中的にご審議をいただければと思っております。

資料3の3ページにお戻りください。開催スケジュール（案）についてなんですけれども、こちらでご提案を申し上げている部会につきましては、主に5月から7月までに集中的にご審議いただければありがたいなと思っております、こちらの本体会議と同様に2時間の部会を複数回、開催をお願いしたいと思います。これを複数回開催していく中で、教育・保育の提供区域の設定と量の見込みと提供体制の確保内容をご審議いただ

きまして、それをおおむね7月の本体会議に報告していただく、フィードバックをしていただき、本体会議で7、8、9とご検討いただいた上で、最終9月確定に持っていきたいなと思っています。

今回、どうしても教育・保育の提供に関しましては、簡単なくくりでは幼稚園と保育所のことにつきましてはご審議をいただければいただくほど非常に深い部分になりますし、それぞれ皆様の子育てに対する思いというのが非常に色濃く出てくる部分になるかと思えます。この部分につきましては、狭い部分を深く掘り下げていただくに当たって、15名の委員さんでご審議をいただくよりは、まず一定、7名程度の委員さんでご審議いただいた上で、それを本体会議に戻していただいて、なおかつ、また15名の委員さんの目を見ていただくほうが、審議のやり方としては委員の皆さんの合意が得やすいのではないかと考えまして、部会の設置をご提案させていただければなと思っています。

簡単ですが、以上です。

○松田会長           ありがとうございます。

進め方についてということなんですけれども、とりわけ教育・保育の提供体制の確保の内容に関しましては、つまり、先ほど出ました現在の認証保育所のあり方、あるいは幼稚園、あるいは今後のいわゆる保育、幼稚園、認定こども園というような、そういう制度的な場所の問題といたしますか、そういうものは非常に重要ですし、非常にコアの審議の内容も多いところがございますので、そこを少しくくりをつくって、この会議とは別に少しコアの部会として、より集中的にご審議いただくと。で、この会議は月に一度の会議として、全体の計画とその他の部分を主には進めながら、この部会の報告を得まして、その部分に関しましては、部会の報告を1つの案として、さらにこの会議で審議をします。そういうような手順でもって、12月あたりの1つのまとめの時期というものが設定されてございますので、それに向けてということで考えますと、そういうやり方が一番、内容が少ししっかりと審議できるのではないかという提案だと思います。

この部会設置につきまして、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。進め方の提案ということなんですけれども。

もしご意見等ございませんようでしたら、そういう部会の設置を含めた進め方をさせていただきたいと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

○藤井委員           ちょっと質問いいですか。

○松田会長           はい。

○藤井委員 学童保育枠で来ているので、その辺の確認をさせていただきたいんですけども、学童保育のほうでは、学童保育連絡協議会という父母の集まりのほかに運営協議会というものがあって、そちらのほうでもいろいろなお話を市のほうとさせていただいている状況なんですけど、具体的に今回の部会には入らないところで放課後児童健全育成事業の部分に関しては、運営協議会のほうでお話し合いがされていくのかどうかというところを確認させてもらいたいです。

○松田会長 これは市のほうにお願いしてよろしいですか。

○子育て支援課長 運営協議会というのは、この会議のことではないですよ。

○藤井委員 ではないですね。学童保育……。

○子育て支援課長 この会議はこの会議が所掌している事項をやっていきます。運営協議会というのは、多分、市、設置者と利用者の方の懇談をする場だと思いますので、それとは全く別のものと考えてください。

○藤井委員 そうなった場合、学童保育にかかわる新システムへの対応であったりとか、意見を交わす場というのはどういうふうを考えればよろしいですか。

○子育て支援課長 先ほど13事業というのを資料3においてご説明させていただいたと思います。資料3、8ページ、こちらの⑩、一番下にありますね。こちらに放課後児童健全育成事業というのがございます。こちらに載っている範疇で、この会議の中で議論はしていただくということになります。

○松田会長 いかがですか。

○藤井委員 ごめんなさい。もう一回いいですか。よくわからなかったんですけども、資料3の8ページの⑩に関して。

○子育て支援課長 はい。こちらが国の法律で定められた、先ほど来説明している子ども・子育て支援法に定められた事業計画をつくる部分、それから、さらに先ほど来、総合計画と申しておりますけれども、「のびゆくこどもプラン 小金井」を継承する計画ですけれども、その中で学童保育所についての計画というものは持っています。こちらのほうで議論はされていくものと考えております。

○藤井委員 今回のスケジュールの進め方の案を出していただいている中では、とりあえず幼稚園、保育園にケースは限定するというふうに理解はしているんですけども、9月でしたっけ。

○松田会長 部会ですね。

○藤井委員 部会でやるのは。

○松田会長 はい。

○藤井委員 で、今回、その部会の設置には当たらないという解釈になるんですね。

○子育て支援課長 はい。

○藤井委員 その場合に、そこの議論を進める場というのがどこになるのかがよくわからなかったんですけれども。

○子育て支援課長 はい。今の13事業というのは、第3回、第4回、第5回において、全事業のサービス見込量に対する確保体制の検討、確定とあります。この中の一部でありますでしょうし、それから、第6回、第7回、第8回にあります新計画案検討という、その一部でもあると考えています。

○松田会長 この本会議での審議事項になっているということ。

○藤井委員 わかりました。状況は理解できました。

○松田会長 学童保育の問題も、総合的な子どもの育成の問題を考える上でも非常に重要な問題です。この会議でしっかりと審議ができればと思っております。

ほか、いかがですか。よろしいですか。

それでは、進め方として部会を設置させていただくとともに、月1回の会議で進めさせていただくということで、ご了解いただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松田会長 ありがとうございます。

では、部会を設置していただくことをお認めいただきましたが、資料6をごらんいただきたいんですけれども、資料6がこの子ども・子育て会議の条例になりますが、こちらの第8条に部会に関する文言がございまして、部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって組織するとなっております。そこで、今の趣旨からいたしますと、この本会議の中から教育・保育の分野にお詳しい委員の方々にこの部会メンバーをお願いするのがいいのではないかと考えておまして、そうなりますと、鳴海委員、佐々木委員、杉山委員、佐藤委員、沢村委員、岩野委員、日野委員の7名の方にこの部会のメンバーとしてご審議いただけないかなというのが会長案でございますけれども、いかがでございましょうか。

もう一度言いましょうか。鳴海委員、佐々木委員、杉山委員、佐藤委員、沢村委員、岩野委員、日野委員の7名でございます。

特に教育・保育分野のほうにお詳しいというようなところで、この7名の委員をご推薦させていただければと思います。7名の委員の皆様には、大変ご負担、いろいろお力をいただくこととなりますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松田会長      ありがとうございます。それでは、委員のほうをご承認いただきまして、さらに第8条の第3項で部会長を指名するとなつてございますので、昨年度、幼稚園の園長をされていらっしゃいました鳴海委員に部会長をお願いできたらと思うのですが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

学芸大コンビというようになりますけれども、大学としても小金井市のためには頑張っていきたいと思つておりますので、ぜひ鳴海先生、お願いできたらと思つております。よろしゅうございますか。

○鳴海委員      はい。

○松田会長      ありがとうございます。

では、一言、部会長としてご挨拶をいただいてよろしいですか。

○鳴海委員      今、たくさんの説明をいただきまして、まだ自分の頭の中で何もまとまらないうちにお引き受けする返事をしてしまつていいのかどうか自信がありませんけれども、皆様のご意見をたくさんいただきまして、よりよい方向にまとめていけたらと思つておりますので、どうぞご協力よろしくお願ひいたします。

○松田会長      よろしくお願ひします。ありがとうございます。

では、時間がおよそ予定した時間になりましたので、次回の日程だけ調整させていただきました。初回、第1回の会合を終了させていただければと思います。水曜日に今回もさせていただきますけれども、もしよろしければ、定例的に第4水曜日に開催させていただけないかというのが提案なんですけれども。ただ、事務局の取りまとめや議会等との関係で、どうしても第4水曜日は事務局サイドのほうで動かす必要があるというようなことも今後出てくる可能性もございます。そういうときには、少なくとも一月前にはご連絡、変更をさせていただくということで、定例的に一応決めておいたほうが予定も立てやすいかなと思つてございまして、ただ、基本的に第4水曜日はだめだという委員がいらっしゃいましたら、ちょっと考え直さなきゃいけないんですけども、ご出席の委員の中でちょっとぐあいが悪いという方がいらっしゃいましたら、おっしゃつていただければと思うんですけども、よろしゅうございますか。



あと、時間のほうが今日は7時から9時ということで、お子さんがいらっしゃるような委員の方々にとっては非常に出にくい時間になっていると思うんですが、何分、委員のメンバーが多いもので、昼間の時間にしますと、なかなか共通の時間を設置することが大変難しゅうございまして、できましたらこの7時—9時という形をお願いできたらと思うんですけれども、特に日野委員、前回もそのことをおっしゃっていて、そのあたり、ちょっとご配慮できなくて申しわけないんですが、ぜひお願いできましたらと思ひまして、よろしいですか。

○日野委員       はい。大丈夫です。

○松田会長       すいません。ありがとうございます。

では、そうしますと、次回は来月の第4水曜日ということでお願いできたらと思ひます。時間は7時からということでお願いしたいと思ひます。

では、本日予定しておりました内容、以上でございますので、本日の会議はこれで終了させていただければと思ひます。

では、事務局のほうから少し連絡がございますので、お願いしたいと思ひます。

○佐藤委員       すいません。ちょっと日程のことで1つよろしいですか。

○松田会長       どうぞ。

○佐藤委員       結構、先に決まっておいたほうが受けやすいので、次回というと6月の25日の水曜日の7時ですよ。

○松田会長       はい。

○佐藤委員       そうすると、ここの第2回、第3回というと、少なくとも8回までの日程、決められるんじゃないんですか。たとえ動かすことがあったとしても。

○松田会長       そういう意味では、第4水曜日ですので、日程を追いかけていけば、日は確認はできると思ひます。

○佐藤委員       そうですよね。ただ、みんなで共通して確認しておいたほうが安心かなと思ひただけなんですけれども。

○松田会長       そうですか。わかりました。

それでは、第4水曜日を確認させていただきます。次回6月は、今おっしゃっていただきましたけれども、25日になります。よろしいでしょうか。次、7月が23日になります。8月が27日になるんですが、この月だけ、先ほど事務局と相談しておりまして、20日の日にご変更がいただけたら大変ありがたいと思ひているところです。9月が24日に

なります。次、10月が22日になります。11月が26日になります。12月が24日、クリスマスイブなんですけれども、このあたりはどうするかというのは、少し議論が進んだわけで、子どものことですのでクリスマスイブもいいんじゃないかという気持ちもちょっとあるんですけれども、以上、一応年内はそういう形で期日の仮の設定をさせていただきたいと思います。

○日野委員　いいですか。7月なんですけれども、夏休みに入る関係で、1週間前の第3水曜日って、そのときはご都合悪いですか、皆さん。

○松田会長　7月、第3水曜日にもし変更が可能ならばということなんですけれども、いかがでしょうか。

○日野委員　大丈夫ですか。

○松田会長　よろしいですか。

○佐々木委員　大丈夫ですよ。

○松田会長　大丈夫ですか。

それでは、7月は第3水曜日に……。事務局のほうは大丈夫でしょうか。よろしいですか。はい。

ほかは、今日の時点で今のようなお話がございましたら、ほんとうに調整のきく範囲で大勢の皆さんに少しでも集まっていたらということを優先したいと思うんですけれども。

それでは、以上のような形で12月までの会議日程を仮に設定させていただくということをお願いしたいと思います。ありがとうございます。

では、事務局からご連絡をいただいてよろしいですか。

○子育て支援係長　では、すいません。長時間にわたりご参加いただきましてどうもありがとうございました。これもちまして会議のほうは終了させていただきます。

鳴海先生に大変恐縮なんですけれども、まず、部会のほうの日程なんですけれども、今のところのイメージとしては5月の下旬ぐらいに1回目を開催できればなど思っているんですけれども、ほかの委員さんも含めてなんですけれども、ご日程の調整、もしお時間があればさせていただきたいと思っているんですけれども、今、日程っておわかりになりますか。

わかりました。では、それにつきましては、最終の連絡が終わりました際に、大変恐縮ですが集まっていたら、日程調整だけさせていただければと思います。

それと、もう一点だけお配りしたい資料がありまして……。

- 鳴海委員 すいません、さっき8月の日程のところを最後聞き取れなくて、どうすることに……。
- 松田会長 すいません。8月、第3水曜日ですね。ですから、8月の20日にお願いしたいという。
- 鳴海委員 8月20日。
- 松田会長 はい。
- 鳴海委員 ちょっと都合が悪いので、欠席させていただきます。
- 松田会長 第4水曜日が私が都内にいないもので、そういう事情があったんですけども、場合によっては第2水曜日まで繰り上げますと、お盆ですね。クリスマスとかお盆と違ってはっきりになるとあれですけども、すいません、20日は開催させていただいてよろしいですか。
- 鳴海委員 そうですね。はい。
- 松田会長 ただ、部会長が20日に欠席されるということになると、部の審議との関係で、少し厳しいですかね。8月20日が鳴海先生がご出席が難しいということで、部会のほうが7月ぐらいまでが非常に頻繁にご検討いただくと思うんですが、8月に本会議に鳴海先生がご出席いただけないということになると、進行上、やっぱりまずいかなということでお話ししていたんですけども。
- 子育て支援係長 はい。そうですね。
- 松田会長 そうしましたら、8月だけイレギュラーなんですけれども、曜日を動かさせていただいてもよろしいですか。大変申しわけございません。
- そうしましたら、第4水曜日ではなくて、8月19日が私が別な会議が既に入っていますので、8月18日の月曜日はいかがでしょう。
- 鳴海委員 申しわけありません。8月の17ごろから28まで長期研修が入ってしまっていて、不在になるんですけども、申しわけございません。
- 松田会長 そうしますと、9月の頭にずらすか、先生も海外でいらっしゃるんですか。
- 鳴海委員 はい。
- 松田会長 そうしたら、帰ってきて次の日とかというのはちょっと厳しいですよ。
- 鳴海委員 それで言うと、25に帰ってきて、26日はあいているんですが、27、28がまた研修があって、28の夜だったら間に合う。
- 松田会長 29日とかはどうですか。
- 鳴海委員 29も大丈夫です。

- 松田会長 29も大丈夫ですか。
- 鳴海委員 はい。
- 松田会長 ちょっとでも時間があつたほうが、時差もありますしね。
- 鳴海委員 頑張ります。皆さんのご都合を……。
- 松田会長 ご都合もあります。29日の金曜日はいかがですか。
- 鳴海委員 大丈夫です。
- 藤井委員 私はちょっと難しい。
- 松田会長 あ、難しいですか。
- 藤井委員 はい。でも、ほかの方のご予定に合わせていただいたほうがよろしいかと思います。
- 松田会長 では、28日の木曜日はいかがですか。今、ご出席の皆さんでご都合の悪い方はいらっ  
しゃいませんか。事務局のほうはいかがでしょう。大丈夫ですか。  
では、8月はちょっとイレギュラーなんですけれども、28日の木曜日ということでお  
願いしてよろしいでしょうか。大変申しわけありません。
- 水津委員 あと、12月はどうする……。
- 松田会長 12月ですね。まあ、でも、やっぱりクリスマスイブに会議を入れるというのはだめで  
すね。
- 水津委員 ちょっと避けたいところで。
- 松田会長 ちょっとね。わかりました。では、ちょっと時間がオーバーしていて大変恐縮するん  
ですけれども、12月は1週早めて17日の水曜日というのはいかがでしょう。
- 子育て支援課長 議会が一番長引きそうな日です。
- 松田会長 議会のあれですね。なるほど。そうしますと、22日の月曜日はいかがでしょう。大  
丈夫ですか。すいません。日程調整ってし出しますと、こういう感じになっていくんで  
すけれども、では、12月は22日の月曜日ということで予定をお願いできればと思います。  
では、12月までの日程、よろしゅうございますでしょうか。
- 日野委員 一応、ちょっとすいません。先ほど8月はちょっと帰省していないので、そのときは  
欠席させていただいてよろしいですか。
- 松田会長 よろしいですか。申しわけありません。
- 日野委員 すいません。
- 松田会長 8月が29、28がだめで、11までがだめでとなりますので、やるとすると9月の頭にち  
よっとずらすということになるんですが、9月が24日が予定されていますので、1日だ

とか2日だとか3日だったら内容的には大丈夫だと思うんですけども、ちょっと二転三転して申しわけないですけども、9月の1日というのはいかがですか。よろしいですか。できる範囲で、時間かかっても、できるだけ皆さんの予定が確保できる日をということで。事務局のほうがちょっと厳しい？

○子育て支援課長 大丈夫そうです。

○松田会長 大丈夫ですか。すいません、何かご無理言いまして。

では、9月の1日ですね、夏休み明けのところも多いと思うんですけども、では、8月のものは9月の1日に開催させていただくということをお願いしたいと思います。

あとはよろしいですか。

それでは、大変時間をオーバーしてしましまして申しわけございません。これで終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

閉 会